

提供するサービスの内容とその料金について

(1) サービスの内容について

通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(2) 利用料、加算、その他の費用について

【訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用料】

※1単位 10円 で算定

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士等による訪問リハビリテーション ※1回20分以上のサービス	307単位	3070円	307円	614円	921円

※40分以上行った場合は、訪問リハビリテーション費は2回分となります。

【加算（訪問リハビリテーション）】

※1単位 10円 で算定

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
短期集中リハビリテーション実施加算 〔退院（所）日又は認定日から起算して3月以内〕 ※1日につき	200単位	2000円	200円	400円	600円
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ ※1月につき	180単位	1800円	180円	360円	540円
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ ※1月につき	213単位	2130円	213円	426円	648円

リハビリテーションマネジメント加算（Ｂ）イ ※1月につき	450単位	4500円	450円	900円	1350円
リハビリテーションマネジメント加算（Ｂ）ロ ※1月につき	483単位	4830円	483円	966円	1449円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 ※1回につき	-50単位	-500円	-50円	-100円	-150円
サービス提供体制強化加算 ※1回につき	6単位	60円	6円	12円	18円
移行支援加算 ※1回につき	17単位	170円	17円	34円	51円

【加算（介護予防訪問リハビリテーション）】

※1単位 10円 で算定

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
短期集中リハビリテーション実施加算 〔退院（所）日又は認定日から起算して3月以内〕 ※1日につき	200単位	2000円	200円	400円	600円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 ※1回につき	-50単位	-500円	-50円	-100円	-150円
サービス提供体制強化加算 ※1回につき	6単位	60円	6円	12円	18円

利用を開始した日に属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	- 5 単位	- 5 0 円	- 5 円	- 1 0 円	- 1 5 円
--	--------	---------	-------	---------	---------

### 【その他の費用】

通常の実施地域を越えての居宅訪問は、交通費の自費（1 kmごとに200円）が必要になります。

#### 6. 利用料支払いについて

(1) 利用料は、国の定める介護保険の介護報酬の額をもとに計算され、各保険により定められた負担割合が、利用料（自己負担）となります。基本的には利用料金のお支払いは口座振替となります。振替可能な金融機関は「山梨中央銀行」または「ゆうちょ銀行」です。振替日はそれぞれ、山梨中央銀行 毎月15日（休日の場合は翌営業日）、ゆうちょ銀行 毎月15日（休日の場合は翌営業日）となります。請求書を毎月10日頃に発送しております。振替日に引き落としができなかった場合は、翌月分と合算で振替させていただきます。また、利用者の都合により振替ができない場合は、指定口座にお振込みまたは、いちのみやケアセンターの受付でお支払いをお願い致します。お振り込みの際、送金手数料は利用者負担でお願いします。